

# 包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成28年3月31日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の  
通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成28年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

神内 茂樹 (じんない しげき)

佐藤 好邦 (さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H28.3.31

監査実施年度		平成12年度			
監査テーマ		公 営 企 業 体 と し て の 高 松 市 病 院 事 業 に つ い て			
措置通知No.	区分※	項 目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.1	指摘	一般会計負担金と実績経費に差異が生じないようにするため、実績経費の分析及び把握をすべきもの	P11	病院局 市民病院事務局 総務課	H28.3.18
No.2	指摘	追加費用に要する経費のうち、額が確定する項目は収支精算を行う仕組みを確立すべきもの	P11		
No.3	指摘	一般会計負担金で補填された経費は、実績を分析し、次年度予算にフィードバックする仕組みを整備すべきもの	P11		
No.4	指摘	医薬品及び主要な診療材料について、在庫の適正水準を設定し、在庫ロスを防止すべきもの	P13		
No.5	指摘	退職給与引当金を早急に計画的に計上すべきもの	P23		
No.6	指摘	医業損失は、公的病院維持コストか、経営改善努力の対象とすべき損失か、分析方法を確立すべきもの	P11	病院局 市民病院事務局 経営企画課	H28.3.18

監査実施年度		平成16年度			
監査テーマ		高 松 市 民 病 院 の 管 理 運 営 に つ い て			
措置通知No.	区分※	項 目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.7	意見	精神病院の運営に要する経費に係る繰入金の計算資料と診療科別損益を比較することでその計算方法の妥当性を検討することについて	P82	病院局 市民病院事務局 総務課	H28.3.18
No.8	意見	薬品の払出処理において、規則を見直す必要があることについて	P83		
No.9	意見	固定資産の定期的な現物確認について	P85		
No.10	意見	退職給与引当金を計上することについて	P86		
No.11	意見	放射線科及び産婦人科の損失を改善するために他科と合わせた病棟にすることや病床稼働率を上げることなどについて	P88		
No.12	意見	放射線科への収益の配分方法を実態に合わせて見直す必要があることについて	P89		
No.13	意見	一般会計負担金の各診療科への配分について	P90		
No.14	意見	管理者の権限を強化し、さらに、経営的センス等を持った企業出身の管理者を採用することについて	P95		

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.15	意見	診療科別損益計算の有効活用について	P88	病院局 市民病院事務局 経営企画課	H28.3.18
No.16	意見	高松市民病院としての特色を明確にし、貢献度の高い科に特化していく等戦略的な経営をすることについて	P93		
No.17	意見	診療科別損益計算の精度を高めることにより、診療科ごとの患者数と職員数との比較を行うことについて	P95		
No.18	意見	公的病院として高松市民病院の存在意義を抜本的に見直す時期に来ていると考えられることについて	P97		
No.19	意見	未収金管理を効率的に行うため、医事会計システムを改修することについて	P81	病院局 市民病院事務局 医事課	H28.3.18

監査実施年度		平成18年度			
監査テーマ		塩江病院の運営管理について			
措置通知 No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.20	指摘	土地の名義を変更すべきもの	P97	病院局 市民病院 塩江分院	H28.3.18
No.21	指摘	不納欠損処理を適正にすべきもの	P103		
No.22	意見	同規模の自治体病院と比較し、外来患者1人の1日当たり収益及び1日平均患者数が低いことについて	P89		
No.23	意見	同規模の自治体病院と比較し、人件費比率が著しく高いことについて	P89		
No.24	意見	未収金の発生防止について	P102		
No.25	意見	未収金の早期回収について	P102		
No.26	意見	経済性の観点から給食業務を外部委託することの検討について	P102		
No.27	意見	医薬品及び診療材料の在庫管理システムの導入について	P103		
No.28	意見	医薬品等の用途、効能を業者毎に見直し、共同購入交渉対象品目の増加について	P103		
No.29	意見	退職給与引当金の計上について	P104		

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度		平成18年度			
監査テーマ		香川病院の運営管理について			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.30	指摘	土地の名義を変更すべきもの	P61	病院局 市民病院附属 香川診療所	H28.3.18
No.31	意見	同規模の自治体病院と比較し、病床利用率、外来患者1人の1日当たり収益及び1日平均患者数が低いことについて	P51		
No.32	意見	人員体制の適正化について	P51		
No.33	意見	同規模の自治体病院と比較し、人件費比率が著しく高いことについて	P52		
No.34	意見	未収金の発生防止について	P72		
No.35	意見	未収金の早期回収について	P72		
No.36	意見	退職給与引当金の計上について	P73		
No.37	意見	検査室における業務を外部委託方式にすることについて	P74		
No.38	意見	業務委託を行う採算性の検討について	P74		
No.39	意見	医薬品在庫管理システムの活用について	P75		
No.40	意見	看護体制や患者の安全性を踏まえ、病棟の減少を検討することについて	P76		

監査実施年度		平成19年度			
監査テーマ		未利用資産（土地）の活用及び売却について			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.41	意見	分筆後の売却又は駐車場用地として有償貸付による活用の検討について	P83	都市整備局 住宅課	H28.3.11

監査実施年度		平成23年度			
監査テーマ		高松市のライフインフラとしての福祉			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.42	意見	利用度が低い要因の検討と制度の周知、啓発、研修等の実施について	P145	健康福祉局 障がい福祉課	H28.3.2

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度		平成24年度			
監査テーマ		高松市の安全な街づくり			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.43	意見	事故発生分析に当たっての重傷事故などの分析について	P14	市民政策局 くらし安全 安心課	H28.3.22
No.44	意見	自治体の持つネットワークを活用した交通安全施策の実施について	P17		

監査実施年度		平成24年度			
監査テーマ		高松市の関連諸団体			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.45	指摘	市長が象徴的に代表となる団体では、補助金交付に係る双方代理状態を解消すべきもの（高松市交通安全都市推進協議会）	P139 P155	市民政策局 くらし安全 安心課	H28.3.22
No.46	指摘	市長が象徴的に代表となる団体では、補助金交付に係る双方代理状態を解消すべきもの（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P139 P156		
No.47	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松市交通安全都市推進協議会）	P144 P155		
No.48	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P144 P157		
No.49	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松市交通安全都市推進協議会）	P145 P155		
No.50	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P145 P157		
No.51	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P147 P157		
No.52	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市交通安全都市推進協議会）	P148 P155		
No.53	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P148 P157		
No.54	意見	民間事業者からの寄付による配布品は、仮価格でも収入と事業費に計上すること、過年度分を含めた管理簿を作成し、在庫数量と照合することについて（高松市交通安全都市推進協議会）	P155		
No.55	意見	バザー収支を総額で一般会計又は特別会計に計上することについて（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P157		
No.56	意見	配布品の管理簿を作成し、在庫数量と照合することについて（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P157		

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分※	項 目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.57	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	P145 P168	市民政策局 人権啓発課	H28.2.8
No.58	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市人権啓発推進協議会）	P145 P170		
No.59	意見	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	P146 P168		
No.60	意見	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（高松市人権啓発推進協議会）	P146 P170		
No.61	意見	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	P146 P168		
No.62	意見	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市人権啓発推進協議会）	P146 P170		
No.63	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	P147 P168		
No.64	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市人権啓発推進協議会）	P147 P170		
No.65	意見	予定した事業に見合った予算の策定と予算と決算が乖離した場合の承認について（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	P147 P168		
No.66	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	P148 P168		
No.67	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市人権啓発推進協議会）	P148 P170		
No.68	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市人権啓発推進協議会）	P148 P170		
No.69	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	P148 P168		
No.70	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市人権啓発推進協議会）	P148 P170		
No.71	意見	市の会費負担額の根拠を明確にすることについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	P168		

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施 年度		平成25年度			
監査テーマ		高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）			
措置 通知 No.	区分 ※	項 目	報告書 該当頁	所管課等	措置 通知日
No.72	指摘	市営住宅使用料滞納回収マニュアルに規定された期限どおりに業務を実施することについて	P195	都市整備局 住宅課	H28.3.11
No.73	意見	県との情報交換を行い必要戸数を算出することについて	P156		
No.74	意見	家賃計算時に発覚する不都合に関して居住の実態を確認し是正することについて	P187		
No.75	意見	特公賃住宅を市が提供する必要性を再検討することについて	P189		
No.76	意見	滞納回収の行程表の作成と、回収困難な債権の不納欠損処理を検討することについて	P195		



# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度		平成26年度			
監査テーマ		市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について			
措置通知No.	区分※	項目	報告書該当頁	所管課等	措置通知日
No.77	意見	決算収入未済額と税系基幹システム残高明細の照合について	P123	財政局 納税課	H28.2.18
No.78	指摘	未申告法人への催告書発送後の記録管理について【法人市民税】	P25	財政局 市民税課	H28.3.18
No.79	指摘	催告書発送先への追加的な対応について【法人市民税】	P25		
No.80	意見	過去から連続して未申告である法人の把握について【法人市民税】	P26		
No.81	指摘	現地調査結果のフォローについて【法人市民税】	P27		
No.82	指摘	未登録の開設法人の調査について【法人市民税】	P27		
No.83	意見	事業所用家屋の貸付けに関する申告書の利用について【法人市民税】	P28		
No.84	意見	固定資産税賦課情報の利用について【法人市民税】	P28		
No.85	意見	保健所で管理している法人情報の利用について【法人市民税】	P29		
No.86	意見	継続減免法人の要件確認について【法人市民税】	P29		
No.87	意見	法人市民税システムへの県税登録番号の入力について【法人市民税】	P30		
No.88	指摘	法人からの申告書における従業員数の検証について【法人市民税】	P30		
No.89	指摘	無申告先の検証作業の正確な実施について【事業所税】	P94		
No.90	指摘	保健所の飲食店営業許可データによる無申告先の検証の実施について【事業所税】	P96		
No.91	指摘	貸付申告書の管理方法の改善について【事業所税】	P97		
No.92	指摘	貸付申告書提出の網羅性検証について【事業所税】	P97		
No.93	意見	固定資産税システムの家屋データと貸付申告書データを合わせた無申告者の検証の実施について【事業所税】	P98		
No.94	指摘	申告漏れに対する追徴課税の実施について【事業所税】	P99		
No.95	指摘	市たばこ税申告書の課税標準の検証作業について【市たばこ税】	P103		
No.96	指摘	手持ち品課税にかかる実態調査票の適切な記載について【市たばこ税】	P103		
No.97	意見	現地調査時の数量と申告書記載数量との一致の確認について【市たばこ税】	P104		
No.98	意見	農耕用作業車の所有者に対する直接的な市への登録呼びかけについて【軽自動車税】	P111		
No.99	意見	農耕用作業車販売業者へ登録周知の協力依頼をすることについて【軽自動車税】	P113		

※指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 …… 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成12年度	
公営企業体としての 高松市病院事業について		
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	一般会計負担金と実績経費に差異が生じないようにするため、実績経費の分析及び把握をすべきもの	
内 容	負担金と実績経費とは差異を生ずるため、実績経費の分析が必要である。さらに、高度医療に係る経費については実績把握はなされていない。共通費等の取り扱いなど実務上は配慮を要するが、可能な限り実績経費の把握が望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	11ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	<p>本件に関しては、現在においては、総務省実施の地方公営企業に対する繰出金等の調査（地方公営企業に係る地方財政措置（特別交付税の算定及び地方財政計画の策定等）の基礎資料とするもの）に合わせて一般会計負担金の経費ごとの把握を行っている。</p> <p>なお、一般会計負担金のうち、概算により繰り入れているものについては、平成23年度より年度内に精算を行っている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成12年度	
公営企業体としての 高松市病院事業について		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	追加費用に要する経費のうち、額が確定する項目は収支精算を行う仕組みを確立すべきもの	
内 容	追加費用に要する経費等のように職員給与額が確定すれば計算できる項目については確定額にて収支精算を行う仕組みを検討する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	11ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	平成24年度からは、共済追加費用に要する経費は、一般会計からの繰り出し基準に基づき、実績に応じた額を受け入れている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成12年度	
	公営企業体としての 高松市病院事業について	
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	一般会計負担金で補填された経費は、実績を分析し、次年度予算にフィードバックする仕組みを整備すべきもの	
内 容	負担金により補てんされた経費について実績分析を行い、次年度の予算に反映していく必要がある。 より精度が高まるように次期へフィードバックする仕組みは不可欠と言える。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	11ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、総務省実施の地方公営企業に対する繰出金等の調査（地方公営企業に係る地方財政措置（特別交付税の算定および地方財政計画の策定等）の基礎資料とするもの）に合わせて一般会計負担金の経費ごとの把握を行っている。</p> <p>また、概算により繰り入れているものについては、平成23年度より年度内に精算を行うようにした。そのため、決算後の直近年度の予算編成に当たっては、過年度の実績を踏まえ、検討・協議を行い、その内容を反映させている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成12年度	
公 営 企 業 体 と し て の 高 松 市 病 院 事 業 に つ い て		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	医薬品及び主要な診療材料について、在庫の適正水準を設定し、在庫ロスを防止すべきもの	
内 容	<p>医薬品及び主要な診療材料について必要かつ適正な在庫保有水準を設定しておくのが望まれる。保管現場における現品数量として、さらに、経理面での金額として在庫の適正水準を設定することにより、異常残高の発見、長期滞留在庫の発生防止、ひいては在庫ロスの防止が可能である。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	13ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	<p style="text-align: center;">病院局 市民病院事務局総務課</p>
措 置 結 果	<p>本件指摘事項について、平成22年からは、院外処方を増やしたことから薬品の在庫が減少し、現在では、薬剤局で在庫の適正水準を設定しており、7日分の在庫を置くようにしている。</p> <p>また、主要な診療材料については、平成27年9月から各診療科の在庫数量を、7日ないし10日分の使用数量に設定し、シール貼付による定数管理を実施している。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成12年度	
公 営 企 業 体 と し て の 高 松 市 病 院 事 業 に つ い て		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	退職給与引当金を早急に計画的に計上すべきもの	
内 容	退職手当支給は今後とも病院経営上大きな負担であるため、退職給与引当金の計画的計上が必要である。病院事業に係る中長期経営計画にも係るとともに、一般会計負担金のあり方にも影響する可能性もあるため、早急な対応が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	23ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	本件意見が提示されたことについては、意見提示直後から検討していたものの、計上するまでには至らなかったが、平成23年度の地方公営企業法及び関係省令の改正により、地方公営企業会計制度の大幅な見直しが行われ、退職給与引当金を含む引当金の計上が義務付けられたため、平成26年度予算以降は、当該引当金の額を計上した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成12年度	
	公営企業体としての 高松市病院事業について	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	医業損失は、公的病院維持コストか、経営改善努力の対象とすべき損失か、分析方法を確立すべきもの	
内 容	発生した医業損失について、公的病院維持コストとしての行政コストといえるものか経営改善努力の対象とすべき損失なのか、分析が必要である。即ち、一般会計負担金の内容が公的病院維持のために必要な行政コストに限定されて交付されその内容が妥当か否かを検討する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	11ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu12/12-1.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局経営企画課
措 置 結 果	本件指摘の医業損失のうち、医業費用に係る一般会計負担金については、現在においては、不採算医療を担う公的病院維持コストとして、それ以外を経営改善努力の対象経費として分析している。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	精神病院の運営に要する経費に係る繰入金の計算資料と診療科別損益を比較することでその計算方法の妥当性を検討することについて	
内 容	精神病院の運営に要する経費に係る繰入金の算出計算においては、予算数値が使用されており、精神病院における予算数値である収益から費用としての減価償却費、材料費、経費、人件費を差引き、収益で補填できないその差額分を繰入金としている。このうち、材料費、経費については、病院全体の予算数値に総患者数に占める精神患者数の割合で按分した額を使用している。しかし、平成14年度までは診療科別損益を試算しておらず、予算数値を使用したこのような荒い計算方法によらざるを得ないと考えられるが、平成15年度においては実績値による診療科別損益を試算しており、繰入金の計算資料と比較することでその計算方法の妥当性を検討することができると思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	82ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果を受けた後から、局内において検討を続けていたが、結論には至らず、平成27年度に改めて検討した結果、人件費や材料費、経費、減価償却費等の各診療科への正確な配分（例えば、事務職の給与等を各診療科にいくら配分するのかの基準を作ること）が困難であることから、各診療科ごとの損益を把握できないため、繰入金の計算資料と比較することもできないとの結論に至った。



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	薬品の払出処理において、規則を見直す必要があることについて	
内 容	<p>高松市病院事業の財務に関する特例を定める規則第39条（払出）では「たな卸資産を使用する場合は、事務局長の決裁を受けて出庫伝票を発行し、出納員に回付しなければならない。」とされている。しかし、現状では出庫伝票は発行されておらず、医師からの処方箋により払出がなされ、事務局長の決裁については毎月の月間使用総額についての決裁を受けている。</p> <p>薬品の払出について全て出庫伝票を発行し、事務局長の決裁を求めることは、明らかに非現実的かつ非効率である。したがって、上記規則を見直す必要があると考える。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	83ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	<p style="text-align: center;">病院局 市民病院事務局総務課</p>
措 置 結 果	<p>本件意見については、平成20年4月1日付けで、高松市病院事業の財務に関する特例を定める規則第39条を改正し、事務局長の決裁を受けなくても払出処理ができることに改めた。</p> <p>なお、平成23年4月1日に、同規則廃止後、高松市病院事業会計規程において、同様の規定をしている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	固定資産の定期的な現物確認について	
内 容	<p>除却処理漏れを適時に発見し、保有財産を正確に把握するとともに現場の管理意識向上を図るため、定期的な現物確認を行うべきである。ただし、保有資産数が非常に多い現状を考慮して、種類別、診療科別等のローテーション・ベースでの確認が現実的であると思われる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	85ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	<p>本件については、平成27年1月に医療器械の現物確認を一斉に実施した。今後においても、毎年1月頃、現物確認を行うこととした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	退職給与引当金を計上することについて	
内 容	<p>退職金は、退職時に一時に発生する費用ではなく、職員の在職期間を通じて発生する費用である。しかし、高松市民病院においては退職給与引当金を計上しているものの、退職給与金支給時に引当金を取り崩さず、全額給与費として費用計上している。そのように退職給与金を現金主義で計上すると、年間の人件費は退職給与金の支出に大きく左右され、人件費の収益に対応した期間比較が出来なくなる。</p> <p>公営企業においても、発生主義による費用計上（職員の在職期間に合理的に配分）を原則としており、また財務体質の健全化を図ることも当然要求されていることから、退職給与引当金を計上すべきと考える。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	86ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	<p>本件意見が提示されたことについては、意見提示直後から検討していたものの、計上するまでには至らなかったが、平成23年度の地方公営企業法及び関係省令の改正により、地方公営企業会計制度の大幅な見直しが行われ、退職給与引当金を含む引当金の計上が義務付けられたため、平成26年度予算以降は、当該引当金の額を計上した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	放射線科及び産婦人科の損失を改善するために他科と合わせた病棟にすることや病床稼働率を上げることなどについて	
内 容	放射線科は高額な器械備品を保有し、固定資産が多額となっているため直課される減価償却費が大きく、また当設備にかかる保守料も嵩むため費用負担が大きく、多額の損失が生じている。また、産婦人科は他の科と比して臨時の出産等のため夜勤人員数が多めに必要であるため看護師を多く抱えている。それらを改善するためには夜勤人員数が多く必要な他の科と合わせた病棟にすることや病床稼働率を上げるなどが必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	89ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	<p>産婦人科の病棟については、平成16年度の産婦人科28床、内科6床、外科2床の3診療科（女性病棟）を見直し、現在、産婦人科20床、内科10床、皮膚科2床、眼科2床、耳鼻科2床の5診療科とし、病床稼働率の改善に努めている。また、当該病棟の夜勤体制は深夜帯3人であったものを、2人体制に改め、分娩時には待機者の出勤により対応するなど人件費の抑制を図っている。</p> <p>なお、放射線科については、病床の割り当てがなく、放射線業務による収入は、各診療科に割り振っていることに加えて、放射線機器の減価償却費を放射線科に一括計上しているため、多額の損失が生じているものである。</p> <p>また、他科と合わせた病棟とすることについては、放射線科は病床の割り当てがないため、できないものである。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	放射線科への収益の配分方法を実態に合わせて見直す必要があることについて	
内 容	放射線科は多額の実質損失となっている。しかし、当科は他の診療科への診断資料提供を主な活動とする補助的な診療科であり、そもそも大きな損益を発生させるべき診療科ではないはずである。また、他の診療科にとって不可欠な診療科であることから考えると、これほど大きな損失を負担させるべきではなく、現在「画像診断料の70%」などとしている収益の配分方法を実態に合わせて見直す必要があると考える。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	88ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	現在、入院に係る放射線業務については、他の診療科の治療の一環として行っていることから、収入を各診療科に割り振っている。 また、外来収益については、実態に合わせ診療稼働額をベースに放射線科へ配分している。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	一般会計負担金の各診療科への配分について	
内 容	<p>現在、「病院の建設改良に要する経費」及び「高度医療に要する経費 - その他」の2つの負担金については、各診療科の医業収益の比率により按分している。しかし、その負担金支給の趣旨及び繰出しの基準が下記のとおりであることを考えると、各診療科の減価償却費の比率など、より合理的な按分基準により按分することが必要であると思われる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	90ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	<p>本件意見については、監査結果を受けた後から、局内において検討を続けていたが、結論には至らず、平成27年度に改めて検討した結果、人件費、経費、減価償却費及び材料費等の各診療科への正確な配分（例えば事務職の給与等を各診療科にいくら配分するのかを算出すること）が困難なことから、診療科別の損益計算は実施しておらず、一般会計負担金について、合理的な按分基準を設けることはできないとの結論に至った。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	管理者の権限を強化し、さらに、経営的センス等を持った企業出身の管理者を採用することについて	
内 容	現在、高松市民病院は地方公営企業法の規定のうち、財務規定等の一部のみが適用されているが、地方公営企業法を全部適用することにより、管理者の権限を強化し自主的に経営・管理を行うことが出来る環境を作ることが必要である。さらに、経営的センス、経営スキル、経営の知識、リーダーシップを持った企業出身の管理者を採用することも検討する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	95ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局総務課
措 置 結 果	本件意見については、平成23年4月1日より地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者のもと、迅速な意思決定や、経営責任を明確にするとともに、機動的かつ自立的な病院経営を行っている。



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	診療科別損益計算の有効活用について	
内 容	<p>診療科別損益計算の結果は、病院の経営実態の把握、問題点の識別には有益な情報であり、その結果を分析、検討することは経営改善のための有効なプロセスとなる。したがって、経年比較による増減の要因分析のほか、収入については全国平均値との比較による差異分析などを制度化し、経営改善に向けた改善策やその実施状況を運営委員会において報告させる等により、経営改善にむけて全職員を挙げての積極的な努力が求められている。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	88ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局経営企画課
措 置 結 果	<p>本件意見については、監査結果を受けた後から、局内において検討を続けていたが、結論には至らず、平成27年度に改めて検討した結果、人件費、経費、減価償却費及び材料費等の各診療科への正確な配分（例えば事務職の給与等を各診療科にいくら配分するのかを算出すること）が困難であることから、診療科別の損益計算は現在実施しておらず、意見を付された事項は措置できないとの結論に至った。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	高松市民病院としての特色を明確にし、貢献度の高い科に特化していく等戦略的な経営をすることについて	
内 容	高松保健医療圏という過剰病床圏の中で患者数を伸ばすためには、高松市民病院としての特色を明確にするとともに、診療科別損益計算の精度を高め、どの診療科が高松市民病院の収益に貢献しているかを検討し、貢献度の高い科に特化していく等戦略的な経営が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	93ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

### 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置

措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局経営企画課
措 置 結 果	<p>本件意見について、本院では、平成23年4月1日から、地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者のもと、本院の特色である、地域の核となる急性期病院としての医療機能の充実に努めてきており、その取り組み結果の一例としては、平成26年12月15日に、香川県知事より、「地域医療支援病院※」としての認定を受けたことが挙げられる。</p> <p>戦略的な経営体制の整備については、前述のとおり、平成23年度に、病院事業管理者を置き、迅速な意思決定や、経営責任を明確にするとともに、病院局を設置し、機動的、かつ、自立的な病院経営を図る体制を整備した。</p> <p>また、「病院事業の経営の健全化と医療の質及びサービスの向上を推進すること及び施設並びに設備の計画的な整備と良好な管理を図ること」を目的として、毎月、経営戦略会議を開催し、その中で、診療科ごとの患者数や診療行為別収益なども分析している。</p> <p>また、平成24年度には、病院事業における経営実態を的確に分析し、企画提案機能を強化するため、局内に経営企画課を設置し、より実効性のある経営戦略を講じているところである。</p> <p>※ 一次医療を担う、地域の「かかりつけ医」を支援し、専門外来や入院、救急医療など地域医療の中核を担う体制を備えた病院として、各都道府県知事から承認を受けた病院のこと</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	高松市民病院の管理運営について
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	診療科別損益計算の精度を高めることにより、診療科ごとの患者数と職員数との比較を行うことについて	
内 容	高松市民病院では、診療科別損益を試算しているが、この計算の精度を高めることにより、診療科ごとの患者数と職員数との比較を行うことも必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	95ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局経営企画課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果を受けた後から、局内において検討を続けていたが、結論には至らず、平成27年度に改めて検討した結果、人件費、経費、減価償却費及び材料費等の各診療科への正確な配分（例えば事務職の給与等を各診療科にいくら配分するのかを算出すること）が困難であることから、診療科別の損益計算は現在実施しておらず、意見を付された事項は措置できないとの結論に至った。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	公的病院として高松市民病院の存在意義を抜本的に見直す時期に来ていると考えられることについて	
内 容	公的病院として高松市民病院の存在意義を抜本的に見直す時期に来ていると考えられる。したがって、高松保健医療圏の北部における高松市民病院としての役割を、近隣にあるその建替えを検討している県立中央病院との統合により引継ぎ、高松保健医療圏の南部における市民のための病院としての役割に特化することも検討に値すると考えられる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	97ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局経営企画課
措 置 結 果	<p>本件意見については、現在、高松市民病院と香川診療所を移転統合した、高松市新病院の整備事業を推進しており、新病院の完成により、市民病院が、複数の公的病院が存在する高松保健医療圏北部から、公的病院の少ない同医療圏中南部地域に移転することとなる。</p> <p>監査結果書には、当時の本院の特色として、急性期医療、高度医療、リハビリテーション等が記されていたが、移転統合後の新病院の在り方を、「高松市民病院あり方検討懇談会」、「高松市新病院基本構想検討懇談会」及び本局内において検討した結果、新病院においては、がん医療、救急医療、災害時や感染症に対する医療、へき地の医療の4事業を中心とした医療を提供することとし、加えて、「医療介護総合確保推進法」や「高松市高齢者保健福祉計画」を受けての「地域包括ケア」への後方支援機能の強化にも努めることとしている。</p> <p>なお、県立中央病院は、高度急性期医療を担う病院として、既に2014年3月に新築移転しており、監査結果にあったような、本院の役割の一部を県立中央病院と統合して引き継ぐということはできないものである。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成16年度	
高松市民病院の管理運営について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	未収金管理を効率的に行うため、医事会計システムを改修することについて	
内 容	未収金管理を効率的に行うためには、医事会計システムにおいて残高管理が出来るようにシステムを改修する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	81ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu16/ho224-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院事務局医事課
措 置 結 果	<p>本件意見について、市民病院では、医療情報システムの老朽化に伴い、平成20年度から、新たな医療情報システムを再構築し、業務を実施している。当該医療情報システムには、未収金管理も組み込まれており、既存の未収金管理システムと連携させることにより、患者ごと年度ごとの請求件数、請求金額及び指定期日における未収金の残高などを一元的に管理している。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
塩江病院の運営管理について		
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	土地の名義を変更すべきもの	
内 容	土地は、すべて高松市の所有であるが、名義を不動産登記簿謄本（全部事項証明書）により確認したところ、現在も塩江町のままになっており変更されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	97ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	本件指摘事項に関しては、平成26年6月27日付けで、所有者を塩江町から高松市に変更した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
塩江病院の運営管理について		
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	不納欠損処理を適正にすべきもの	
内 容	塩江病院は、年度毎に不納欠損処理を行わず、平成13年度以降不納欠損処理をしていなかったため、平成8年度から平成12年度の間に発生した未収金残高737千円を、平成16年度において不納欠損処理しているが、損益状況及び財政状態を適切に把握するためにも、年度毎に処理を行うべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	102ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	本件については、病院の未収金が私法上の債権であることから、時効期間の経過をもって不納欠損処理を行うことはできないが、平成25年4月1日に制定された高松市債権管理条例及び高松市債権管理・回収マニュアルに基づき、適正な債権回収事務に努め、債権放棄等が適当とする案件については、前記条例等に則り、適宜当該処理を行い、また、その歳入決算上の事務手続である不納欠損処理を実施している。



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
塩江病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	同規模の自治体病院と比較し、外来患者1人の1日当たり収益及び1日平均患者数が低いことについて	
内 容	自治体病院の医業収支比率が、89.6%であるのに対し、塩江病院は、88.2%と若干低く、いずれの病院も医業収支は赤字であるが、塩江病院の方が採算性が悪い。 塩江病院は、自治体病院に比べ、1日平均入院患者数は多いが外来患者数が少なく、患者1人当たり収益は、入院、外来いずれも自治体病院より低い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	89ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	<p>当院の立地環境は、山間・過疎の人口減少地域であることから、対象となる外来患者数が限定され、毎年減少傾向となっている。このような中、外来患者数の増加を図るため、交通手段を持たない高齢外来患者等に対する患者送迎バスの運行を実施することにより患者サービスに努めるとともに、訪問診療、往診及び訪問看護ステーション等の在宅医療や居宅サービスの提供など、地域の在宅患者に対する支援等を行う中で、外来患者の確保を図っている。</p> <p>これにより、大きな患者数の増加は困難であるが、平成25年度の患者1人当たりの外来収益は、9,364円となり、同規模自治体病院の、8,180円を上回る金額となった。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
塩江病院の運営管理について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	同規模の自治体病院と比較し、人件費比率が著しく高いことについて	
内 容	<p>人件費比率は、74.5%と自治体病院の55.9%に比べて著しく高い。塩江病院は、山間へき地にあるため常勤医師の確保が難しく、医療法上の医師配置基準を満たすために多くの非常勤医師に頼っているほか、職員の平均年齢も高いため、どうしても人件費が割高になる。人件費は、固定費としての性格を持つことから、医業収益が少なければ、その負担率は大きくなる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	89ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	<p>当院は、同規模自治体病院（平成24年度地方公営企業年鑑 50床以上100床未満一般病院）と比較して、入院に係る診療単価の低い療養病床であることから、医業収益に占める職員給与費の割合が高くなる構造上の問題がある。</p> <p>また、当院職員の平均年齢は、訪問看護ステーションを除き平成26年4月1日現在で49.2歳であり、同規模自治体病院の平均年齢44歳を上回り職員の高齢化が進んでいる。</p> <p>このような中、当院は過疎地域にあり、人口減少の中で患者数の大きな伸びが期待できないため、本意見に対して、抜本的な改善は困難であるが、今後は、有利な施設基準の取得などにより、収益確保に努め、できる限りの人件費比率の改善を図っていくこととした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
塩江病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	未収金の発生防止について	
内 容	未収金で長期間未回収で残るものは、患者本人負担分である窓口未収金である。そのため、患者に対して未収金発生防止のための対応や早期回収のための対応をする必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	102ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	本件に関しては、入院患者に対し、入院手続の説明時に、担当者から高額医療費の現物支給制度を説明し、「限度額適用認定証」の申請指導を行うことによる患者自己負担分の低減化を図るとともに、入院請求書を月2回、分割発行をするなど、納付し易い環境を整え、未収金の発生防止に努めている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	塩江病院の運営管理について
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	未収金の早期回収について	
内 容	早期回収のための対応として、定期的に催促状の発送や保護者、保証人に対する催告は行っているが、担当医師や看護師からも納入を説得するとか、患者宅へ訪問し納入をお願いする等も検討すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	102ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	<p>本件意見に基づき、定期的な督促状の発送や、家族及び入院時保証人に対する電話催促に加え、担当医師や看護師からの納付呼びかけ、事務職員による臨戸訪問の実施などを行った。</p> <p>また、平成25年4月1日に高松市債権管理条例が制定され、高松市債権管理・回収マニュアルが整備されたことから、同条例等に則り適正な債権回収事務に努めるとともに、調査及び回収困難案件については、高松市民病院と共に調査回収等業務を委託している弁護士事務所を活用するなどし、未収金の早期回収に向け取り組んでいる。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
監 査 テ ー マ	塩江病院の運営管理について	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	経済性の観点から給食業務を外部委託することの検討について	
内 容	<p>過去に給食業務を外部委託する検討をしたことはあるが、導入できていない理由は、山間部で過疎化が進んでいる地区であるという塩江地域の特殊性から、雇用確保の場であるという役割を持ち合わせていたためである。</p> <p>しかしながら、経済性の観点から費用削減の重要な検討項目として、取り組む必要があると考える。雇用の問題にしても、委託された業者によっては、調理員を継続して再雇用している事例も見受けられる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	102ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	<p>本件意見に関して局内で検討した結果、給食の民間業務委託化については、給食業者より、食数の少なさや、立地環境が山間・へき地地域であること等から参入メリットがないとの指摘を受けたこと、委託費と直営事業費（人件費及び給食材料費）とを比較分析した結果、双方に大きな差異がなかったことなどから、経費の縮減等に努める中で、当面は直営を堅持することとした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
塩江病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	医薬品及び診療材料の在庫管理システムの導入について	
内 容	医薬品及び診療材料の受払は、表計算ソフトを使用して、現在の業務を効率良く処理しているが、データの互換性や将来の拡張性を考えると、在庫管理システムの導入を検討すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	103ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	在庫管理システムについては、本分院は、高松市新病院の整備に併せ、附属医療施設として整備することが予定されていることから、その整備に併せて導入を検討しており、現施設では整備しないものとしている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
塩江病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	医薬品等の用途、効能を業者毎に見直し、共同購入交渉対象品目の増加について	
内 容	<p>医薬品等の購入については、合併後、高松市民病院と共同で業者と価格交渉をするようになったため、価格下落の効果がでてきているが、もう少し共同購入対象品目を増やす余地がありそうである。医薬品等の用途、効能を品目や業者毎に見直し検討して、さらに、共同購入交渉対象を増やし、コスト削減に努める必要がある。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	103ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	<p>医薬品及び診療材料については、平成23年度から市民病院、塩江分院、香川診療所の3院で共同購入（単価契約）を実施するとともに、当該品目の適正な品質管理を行い、安価・安定的な供給に努めている。</p> <p>また、当該物品供給以外でも、保安警備業務委託、廃棄物処理業務委託など3院が同様の業務を行う分野について共同契約案件を拡大しており、病院事業全体の効率性や費用の縮減等を考慮した運営に努めている。</p>



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
塩江病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	退職給与引当金の計上について	
内 容	退職給与金は、過去の勤務に対する賃金の後払い的性格を有するため勤務年数の経過とともに発生している債務であり、この不足額を早急に引当すべきであると共に、今後適正な期間損益計算を行い、財政状態を適正に表示するためにも、毎年度継続し生額を引当計上していくことが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	104ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-3.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院塩江分院
措 置 結 果	平成26年度から適用される、新たな地方公営企業会計制度により、退職給与引当金を含む引当金の計上が義務付けられたため、平成26年度予算において、平成25年度末までに必要な金額を特別損失に計上した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	香川病院の運営管理について
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見	
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	土地の名義を変更すべきもの	
内 容	土地は、すべて高松市の所有であるが、名義を不動産登記簿謄本（全部事項証明書）により確認したところ、現在も香川町のままだになっており、変更されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	61ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成25年9月2日付けで、所有者を香川町から高松市に変更した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
香川病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	同規模の自治体病院と比較し、病床利用率、外来患者1人の1日当たり収益及び1日平均患者数が低いことについて	
内 容	入院収益は、636,227千円であり、自治体病院の906,140千円の70%程度でしかない。病床利用率が、52.6%と自治体病院の76.5%に比べ著しく低いことに起因している。また、外来収益についても、384,064千円と自治体病院の541,975千円の70%程度と低い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	51ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	<p>本件意見に関し、高松市国民健康保険香川病院は、常勤内科医師の減少に伴い、平成22年10月1日より無床の診療所（高松市民病院附属香川診療所）に移行した。</p> <p>このため、外来診療のみとなったが、「住民参加型医療の提供」を基本方針に、健康教室や出張講座を積極的に開催するなどの取組を行っており、常勤医師は2人であり、外来患者数の大きな伸びは見込めないが、1人1日当りの収益は伸び、過去3年間のうち、平成24年度、25年度の2か年度は純損益が黒字となっている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
香川病院の運営管理について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	人員体制の適正化について	
内 容	<p>正規職員の減少を臨時職員で補充している人員体制にも問題がある。特に、常勤医師の減少を非常勤医師で補っていることが、患者離れに拍車をかけている。半日診療で、しかも曜日毎に医師が代わるのでは、患者は安心して診療や手術を受けることができないからである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	51ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	<p>本件意見に関しては、平成22年10月1日より無床の診療所に移行し、人員体制も監査当時と比べて縮小しており、現在では、本診療所の常勤医師2人に加え、本局所属の医師の応援、非常勤医師及び寄附講座の医師により、適正な人員体制のもと、診療を行っている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.33

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
香川病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	同規模の自治体病院と比較し、人件費比率が著しく高いことについて	
内 容	人件費比率は、78.3%と自治体病院の55.3%に比べて著しく高い。人件費が多いことに加えて、人件費は、固定費としての性格を持つことから、医業収益の減少がその負担率を大きくしている。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	52ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	<p>本件意見に関しては、高松市国民健康保険香川病院は、常勤内科医師の減少に伴い、平成22年10月1日より無床の診療所に移行した。</p> <p>22年10月1日の診療所移行時は、正規職員が17人だったが、業務を見直すことにより人員を削減し、23年4月1日には15人、24年4月1日には12人、26年4月1日には11人と縮小した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.34

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
香川病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	未収金の発生防止について	
内 容	未収金で長期間未回収で残るものは、患者本人負担分である窓口未収金である。そのため、患者に対して未収金発生防止のための対応や早期回収のための対策をする必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	72ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	本件意見に関しては、平成25年7月以降、支払困難な患者に対し、支払誓約書を本人又は家族から徴取するなど、発生防止に努めており、また、外来診療であることなどから、未収金額は少額となっている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.35

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
香川病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	未収金の早期回収について	
内 容	<p>早期回収のための対策として、定期的に催促状を発送したり、保護者、保証人に対する催告を行っているが、請求書は1回発行されるのみで再発行はされない。また、担当医師や看護師から納入を説得してもらうとか、患者宅へ訪問し納入をお願いする等も検討すべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	72ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	<p>本件意見については、支払困難な患者に対しては、診療所の医療スタッフからも納付依頼を行うほか、患者宅及び保証人宅への訪問や、遠方の滞納者に対し、納入通知書兼領収書を郵送しての納付指導、更には、平成25年度からは、弁護士に債権回収業務を委託するなど、未収金の早期回収に向けて取り組んでいる。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.36

指 摘 又 は 意 見		
監査テーマ	平成18年度	香川病院の運営管理について
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	退職給与引当金の計上について	
内 容	退職給与金は、過去の勤務に対する賃金の後払い的性格を有するため、勤務年数の経過とともに発生している債務であり、この不足額を早急に引当すべきであると共に、今後適正な期間損益計算を行い、財政状態を適正に表示するためにも、毎年度継続して、年度の発生額を引当計上していくことが望ましい。	
報告書該当ページ	73ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措置通知日	平成28年3月18日
所管課等	病院局 市民病院附属香川診療所
措置結果	本件意見が提示されたことについては、意見提示直後から検討していたものの、計上するまでには至らなかったが、平成23年度の地方公営企業法及び関係省令の改正により、地方公営企業会計制度の大幅な見直しが行われ、退職給与引当金を含む引当金の計上が義務付けられたため、平成26年度予算以降は、当該引当金の額を計上した。



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.37

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
香川病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	検査室における業務を外部委託方式にすることについて	
内 容	近年は、検査室も、給食サービスと同様に病院の中で、人の派遣を受け検査作業をするという仕組の外部委託方式も出てきており、今後の検討材料とされた	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	74ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	高松市民病院附属香川診療所は、非常勤医師中心の予約診療体制となっており、同じ医師が毎日診療していないことから、当該医師の勤務する日の診療時間内において、迅速に検査をすることが必要となっており、検査結果に日時を要する臨床検査業務の外部委託は困難であるため、検査室における業務の外部委託は実施しないこととした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.38

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
香川病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託を行う採算性の検討について	
内 容	臨床検査業務委託については、2者から見積書を徴取し、見積合せを行っているが、業者は毎年同一である。診療報酬における検査点数の引き下げが続く中、業務の採算性について、検討がなされた資料が残されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	74ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	高松市民病院附属香川診療所は、非常勤医師中心の予約診療体制となっており、同じ医師が毎日診療していないことから、当該医師の勤務する日の診療時間内において、迅速に検査をすることが必要となっており、検査結果に日時を要する臨床検査業務の外部委託は困難であるため、検査室における業務の外部委託は実施しないこととした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.39

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
香川病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	医薬品在庫管理システムの活用について	
内 容	<p>医薬品及び診療材料の管理として、実地棚卸をすることは現品の管理として必要であるが、せっかく在庫管理システムを導入しているのであるから、その機能を十分活かし、払出部署毎の使用金額や在庫金額をシステムから取り出して活用できるように、運用面で改善すべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	75ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

### 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置

措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	<p>本件意見が提示されたことについては、意見提示直後から検討していたが、当病院が、平成22年10月1日に無床の診療所に移行したことにより、外来診療に使用する医薬品については、院外処方の基本としている。このため、診療所内の医薬品の発注については少量となり、医薬品在庫管理システムで管理する必要がなくなったことから、再検討した結果、平成22年度末のシステム賃借契約期間終了に合わせ、システムによる管理を中止した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.40

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成18年度	
香川病院の運営管理について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	看護体制や患者の安全性を踏まえ、病棟の減少を検討することについて	
内 容	病院経営の観点から、過去に1病棟減じること検討したようであるが、看護体制や患者の安全性を踏まえたうえで、再度課題として挙げるべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	75ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu18/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	病院局 市民病院附属香川診療所
措 置 結 果	本件意見に関しては、平成22年10月1日に、高松市国民健康保険香川病院を、無床の診療所に移行し、病棟を閉鎖した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.41

指 摘 又 は 意 見		
監査テーマ	平成19年度	未利用資産（土地）の活用及び売却について
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	分筆後の売却又は駐車場用地として有償貸付による活用の検討について	
内 容	分筆をして売却をするか又は駐車場用地として有償貸付をする等の活用を検討するべきである。	
報告書該当ページ	83ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu19/ho222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu19/ho222-2.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措置通知日	平成28年3月11日
所 管 課 等	都市整備局 住宅課
措 置 結 果	<p>該当する土地の活用について、一部は地元要望により公園として整備中である。残りの土地について局内で検討した結果、敷地に接している道路の幅員が4メートル未満であることから、現状では開発許可を受けることが困難な状態にあり、加えて、売却手続きに係る測量費用等も勘案して、売却は困難との結論に至った。</p> <p>また、当該土地を駐車場として有償貸付し、活用することについても、平成28年2月に所管課と検討を行ったが、立地、費用対効果等を勘案し、実現には至らなかった。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.42

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成23年度	
高松市のライフインフラとしての福祉		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	利用度が低い要因の検討と制度の周知、啓発、研修等の実施について	
内 容	入居に必要な調整等に係る支援といったソフト面でのサポートは障害者の地域生活の安定にとって重要な施策と思われるが、非常に利用度が低い事業となっている。利用が低い要因を検討のうえ、この制度のさらなる周知と受け皿となる団体の啓発、研修等の実施も検討する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	145ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月2日
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
措 置 結 果	<p>本件意見に基づき、平成24年度の高松圏域自立支援協議会の精神保健福祉プロジェクトにおいて、精神科病院を退院し、地域で生活するに当たっての住居支援に関わる課題の一環として、居住サポート事業の制度上の課題について検討した。その結果、居住サポート事業の利用率を高め、精神障がい者の住居支援を促進するには、本人への情報提供はもとより、入院している精神科病院の精神保健福祉士等職員の理解と協力が不可欠であるとの結論に至った。</p> <p>当該プロジェクトのメンバーは、行政職（高松市職員）の他、相談支援事業所（精神）支援員や精神科病院の精神保健福祉士等、精神科病院の入院患者に関わることの多い職種で構成されており、この制度の更なる周知と受け皿となる団体の啓発にもつながった。</p> <p>なお、国の制度改正により、居住サポート事業は、平成24年度から事業内容の大部分が地域移行支援・地域定着支援に移行している。そのため、平成25・26年度には、高松圏域自立支援協議会は、精神障害者地域移行支援事業普及に向けての新たな取組として、リーフレット・パンフレットを作成するとともに、精神科病院を実際に訪問して病院関係者に説明するなど、精神障がい者の地域生活支援に向けての活動を行った。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.43

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	高松市の安全な街づくり
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	事故発生分析に当たっての重傷事故などの分析について	
内 容	事故の分析に当たり、死亡事故だけではなく、重傷事故などについても分析することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	14ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	<p>本件意見に基づき、平成27年度から高松市のホームページ中に掲載している交通死亡事故発生状況に、重傷事故の発生件数や傷者数の情報を追加するよう改めた。</p> <p>また、交通事故を分析する際は、重傷事故の発生件数や「30日以内死者」※の傾向なども参考にしている。</p> <p>※「30日以内死者」とは、国際的な比較を行うため、警察庁が行っている交通事故統計で、交通事故発生後24時間以内に死亡した者に加え、交通事故発生から24時間経過後30日以内に死亡した者のこと。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.44

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の安全な街づくり		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	自治体の持つネットワークを活用した交通安全施策の実施について	
内 容	より具体的かつ真剣な施策を実施することが望まれる。このためには、自治会や老人会の取組状況を把握し、他自治体や自治会の取組事例を紹介するなど、自治体の持つネットワークを活用し、市が市の事業を増やすことも含め、より積極的に関与することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	17ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf</a>	

### 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置

措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	<p>本件意見を受け、下記のとおり、本市の持つネットワークを活用して、交通安全施策を実施するよう改めた。</p> <p>①自治体の持つネットワークの活用について、平成27年度から年3回行われる交通安全運動打ち合わせ会などで、地域コミュニティ協議会連合会及び連合自治会連絡協議会地域部会所属の自治会長等が、相互に各地域での交通安全活動の取組状況について、情報を交換する場を設けている。</p> <p>②老人会に関して、平成27年度から香川県の高齢者交通指導員制度等を活用し、各地域における先進的な取組の把握に努め、紹介すべきものがあれば、老人クラブ連合会が主催する指導者研修会において、紹介することとした。</p> <p>また、高齢者が関係する交通事故の抑止策として、平成26年7月から高齢者運転免許証返納促進事業の特典を拡充するなど、積極的に事業推進している。</p>



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.45

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市長が象徴的に代表となる団体では、補助金交付に係る双方代理状態を解消すべきもの（高松市交通安全都市推進協議会）	
内 容	市長が象徴的に代表となる団体では、市の補助金を受ける団体が多いが、補助金の出し手と受け手が同じ場合、双方代理となるため、団体の代表を複数にするなど形式上の要件を整える工夫が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	139ページ 155ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件については、平成26年度から高松市交通安全都市推進協議会の申請者を会長である高松市長から副会長に改めた。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.46

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
	高松市の関連諸団体	
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市長が象徴的に代表となる団体では、補助金交付に係る双方代理状態を解消すべきもの（高松市交通安全母の会連絡協議会）	
内 容	市長が象徴的に代表となる団体では、市の補助金を受ける団体が多いが、補助金の出し手と受け手が同じ場合、双方代理となるため、団体の代表を複数にするなど形式上の要件を整える工夫が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	139ページ 156ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	高松市交通安全母の会連絡協議会の会長については、これまで市長が就任したことがないため、補助金交付に係る双方代理状態になったことはありません。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.47

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて (高松市交通安全都市推進協議会)	
内 容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	144ページ 155ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	<p>本件については、平成26年度から、預金通帳と印鑑は別々の施錠ができる場所に保管している。</p> <p>また、預金通帳と印鑑の管理についても、異なる担当者が行うとともに、支出時には、支出伺いの起案担当者とは異なる担当者が伝票に押印して出金することに改めた。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.48

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
監 査 テ ー マ	高松市の関連諸団体	
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて (高松市交通安全母の会連絡協議会)	
内 容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	144ページ	157ページ
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	<p>本件については、平成26年度から、預金通帳と印鑑は別々の施錠ができる場所に保管している。</p> <p>また、預金通帳と印鑑の管理についても、異なる担当者が行うとともに、支出時には、支出伺いの起案担当者とは異なる担当者が伝票に押印して出金することに改めた。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.49

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（高松市交通安全都市推進協議会）	
内 容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払いを行う場合には、使途・支払者（立替者）を記入の上、会計担当者が予算費目等を記入し、精算の様式の使用を原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	145ページ 155ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見に基づき、平成25年度から精算命令も決裁を受けるよう様式を改めた。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.50

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（高松市交通安全母の会連絡協議会）	
内 容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払いを行う場合には、使途・支払者（立替者）を記入の上、会計担当者が予算費目等を記入し、精算の様式の使用を原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	145ページ 157ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見に基づき、平成25年度から精算命令も決裁を受けるよう様式を改めた。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.51

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市交通安全母の会連絡協議会）	
内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	147ページ	157ページ
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見に基づき、議事録の作成及び署名人による内容の確認を、平成27年度に実施した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.52

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市交通安全都市推進協議会）	
内 容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管の上、記名㊟等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	148ページ 155ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件については、平成26年度決算の監査から、監事に、印影の公開について確認した上、総会資料に掲載することに改めた。



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.53

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市交通安全母の会連絡協議会）	
内 容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管の上、記名㊟等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	148ページ 157ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件については、平成26年度決算の監査から、監事に、印影の公開について確認した上、総会資料に掲載することに改めた。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.54

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	<p>民間事業者からの寄付による配布品は、仮価格でも収入と事業費に計上すること、過年度分を含めた管理簿を作成し、在庫数量と照合することについて（高松市交通安全都市推進協議会）</p>	
内 容	<p>キャンペーン配布品以外にも、幼稚園・小学校の新入生への黄色いリボンやワッペンなど、対象を特定して毎年配布する品物がある。          これらの一部は、民間事業者から寄付を受けて配布している。このため、当団体の収支には反映されていない。仮価格でも、収入と事業費に計上するか、収支計算書に、××は寄贈により啓発事業に使用した、というような記載をすることが望まれる。          また、配布品の管理が不十分と思われる。過年度分を含めた出入の管理簿を作成し、在庫数量と照合することが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	155ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	<p>本件意見に関し、物品の寄贈については、先方からの金額の提示がなく、また、事業の性質から、その提示を受けることは難しいが、寄贈を受けた物品については、総会の資料に、物品名やその配布数量を明示しており、また、在庫管理についても、表計算ソフトに入力するなどして在庫数を管理している。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.55

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	バザー収支を総額で一般会計又は特別会計に計上することについて（高松市交通安全母の会連絡協議会）	
内 容	<p>当団体では、交通安全フェアにバザー出店し、その利益は、特別会計に入金され、視察旅行の補助などに使われるほか、参加した母の会に還付金として還元されている。</p> <p>バザー自体が母の会の無償労働によるものであり、それらの会への利益還元は活動資金を作るという点でも合理的ではあるが、バザー収支はどこの会計にも含まれないため、資金の流れが帳簿外になっている。一般会計又は特別会計に、収支を総額で計上することが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	157ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	<p>本件意見に関し、交通安全フェアにおける交通安全母の会のバザーは、交通安全母の会の設立目的とは直接関係せず、また、同フェアは屋外で開催されるため、天候によっては中止となる可能性がある。バザー収支が、一般会計や特別会計に組み込まれると、公金での補填も想定されることから計上することは困難であるが、同収支については、交通安全母の会の役員会・会長会で報告をしている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.56

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	配布品の管理簿を作成し、在庫数量と照合することについて（高松市交通安全母の会連絡協議会）	
内 容	配布品の管理が不十分と思われる。出入の管理簿を作成し、在庫数量と照合することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	157ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月22日
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
措 置 結 果	高松市交通安全母の会連絡協議会が主催する各種キャンペーン、イベント等においては、経費を要する記念品、景品等の配布は行っておらず、当該物品の管理をする必要が生じていない。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.57

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	
内 容	<p>団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。</p> <p>また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	145ページ 168ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	<p>本件意見に基づき、平成27年4月に開催された役員会及び同年5月に開催された総会において諮り、部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会処務規程を制定し、高松市に準じた方法による見積合わせを行うこととした。また、10万円を超える契約については、事務局長の承認を要する旨を規定した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.58

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市人権啓発推進協議会）	
内 容	<p>団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。</p> <p>また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	145ページ 170ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	<p>高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見に基づき、平成27年5月に開催された役員会及び総会において諮り、人権尊重都市たかまつ市民会議会議処務規程を制定し、高松市に準じた方法による見積合わせを行うこととした。また、10万円を超える契約については、会長の承認を要する旨を規定した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.59

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	
内 容	<p>会費・負担金などの入金時の処理は、</p> <p>①領収書を発行する</p> <p>②領収書は控えが残る形式のものを使用又は作成する</p> <p>③領収書は、あらかじめ連番を付す</p> <p>という3点を原則とする必要がある。</p> <p>また、総会時などに会費をまとめて徴収する団体では、事務処理のために名簿等に従って前もって氏名等を記入した領収書を作成し、現金と引き換えに交付している団体もあるが、総会終了時に、残った領収書（欠席会員分など）と入金額の合計が入金予定額と一致することを確認し、領収書はそのチェックリストに添付する、などの照合手続のルール化が望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	146ページ 168ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	本件意見に基づき、平成27年度から、連番を付した領収書を使用することに改めた。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.60

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（高松市人権啓発推進協議会）	
内 容	<p>会費・負担金などの入金時の処理は、</p> <p>①領収書を発行する</p> <p>②領収書は控えが残る形式のものを使用又は作成する</p> <p>③領収書は、あらかじめ連番を付す</p> <p>という3点を原則とする必要がある。</p> <p>また、総会時などに会費をまとめて徴収する団体では、事務処理のために名簿等に従って前もって氏名等を記入した領収書を作成し、現金と引き換えに交付している団体もあるが、総会終了時に、残った領収書（欠席会員分など）と入金額の合計が入金予定額と一致することを確認し、領収書とそのチェックリストに添付する、などの照合手続のルール化が望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	146ページ 170ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	<p>高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、同会議において、本件意見に基づき、平成27年度から、連番を付した領収書を使用することに改めた。</p>



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.61

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	
内 容	長期間（1年を超えて）使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	146ページ 168ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	本件意見に基づき、平成26年度に備品台帳を作成するとともに、部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会処務規程を制定（平成27年5月27日施行）し、備品台帳により管理することとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.62

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市人権啓発推進協議会）	
内 容	長期間（1年を超えて）使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	146ページ 170ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見に基づき、同会議において、平成26年度に備品台帳を作成するとともに、人権尊重都市たかまつ市民会議処務規程を制定（平成27年5月29日施行）し、備品台帳により管理することとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.63

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	
内 容	<p>計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。</p> <p>少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	147ページ 168ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	本件意見については、平成26年度決算から、財産目録を作成し、総会において報告することとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.64

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市人権啓発推進協議会）	
内 容	<p>計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。</p> <p>少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	147ページ 170ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	<p>高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見については、同会議における平成26年度決算から、財産目録を作成し、総会において報告することとした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.65

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	予定した事業に見合った予算の策定と予算と決算が乖離した場合の承認について（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	
内 容	繰越金を使う予定がないにもかかわらず使いきる予算の策定を行うことは不 適当である。実際に予定した事業に見合った予算の策定が必要である。それでも 予算と決算が乖離した場合には、乖離した理由を記載した上で、総会などで計算 書類の承認が行われることが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	147ページ 168ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	<p>本件意見に基づき、平成24年度から事業内容を見直してきた結果、26年度の決算において繰越額を削減し、今後も引き続き、段階的に繰越額を削減していくこととした。</p> <p>また、今後、決算において予算と決算が乖離した場合は、その内容について、役員会で承認を得た上で、事業に見合った予算を計上することとした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.66

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて (部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会)	
内 容	監事を実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	148ページ	168ページ
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	本件意見については、平成26年度決算の監査からチェックリストを作成し、必要事項の監査を受ける方法に改めた。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.67

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて (高松市人権啓発推進協議会)	
内 容	監事を実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	148ページ 170ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見については、同会議における平成26年度決算の監査からチェックリストを作成し、必要事項の監査を受ける方法に改めた。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.68

指 摘 又 は 意 見		
監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市人権啓発推進協議会）	
内 容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管の上、記名㊟等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報告書該当ページ	148ページ 170ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措置通知日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見については、同会議における平成26年度決算分から、原本保管の上、記名と㊟記号を記載したものを総会資料に掲載することに改めた。



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.69

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	団体の規定として処務規程を定めることについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	
内 容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	148ページ	168ページ
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	本件意見に基づき、部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会処務規程を、平成27年4月に開催された役員会及び同年5月に開催された総会において諮り、総会において承認された日から施行した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.70

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
	高松市の関連諸団体	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市人権啓発推進協議会）	
内 容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	148ページ 170ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	高松市人権啓発推進協議会は、平成26年3月28日付けで解散し、同協議会の事業については、人権尊重都市たかまつ市民会議に引き継がれたことから、本件意見に基づき、同会議の処務規程を、平成27年5月に開催された役員会及び総会に諮り、総会において承認された日から施行した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.71

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成24年度	
高 松 市	高松市の関連諸団体	
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市の会費負担額の根拠を明確にすることについて（部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会）	
内 容	会則に定める会費は、1口につき、法人5千円、個人1千円、口数は自由とされている。市だけが多額の口数を支出する根拠は、明確にされたい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	168ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月8日
所 管 課 等	市民政策局 人権啓発課
措 置 結 果	<p>本実行委員会は、会則において、部落差別を始めとするあらゆる差別を撤廃するために、日本の人権政策の確立を目指すことを目的としており、同和行政及び教育の成果を踏まえた人権行政及び教育の創造、並びに人権尊重のまちづくりの実現などを基本課題として掲げている。これは、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に規定する地方公共団体の責務を果たすことにもつながることから、本市から負担金を支出して同実行委員会の活動を支援することは、市の指針に沿うものと認識している。</p> <p>なお、会費負担額の規定について、現行の会則が現状と一致していないことから、平成27年度の総会において会則を現状に沿ったものに改正した。今後も引き続き、負担金の適正な支出に努める。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.72

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成25年度	高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市営住宅使用料滞納回収マニュアルに規定された期限どおりに業務を実施することについて	
内 容	滞納回収の手順としてマニュアルに定められた手続きは、必ずしも期限通り実施されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	195ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月11日
所 管 課 等	都市整備局 住宅課
措 置 結 果	<p>現行のマニュアルは、滞納債権の回収のみを目的として策定されている。市営住宅には、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給する旨の目的があり、滞納債権の回収を徹底すると、本来の目的を果たすことが困難となる。そのため、滞納債権の回収を主としながらも、住宅セーフティネット※としての機能を損なわないようマニュアルを見直した。                      今後は、見直しを行ったマニュアルを遵守する。</p> <p>※「住宅セーフティネット」とは、                      住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるような様々な仕組みのこと。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.73

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成25年度	
高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	県との情報交換を行い必要戸数を算出することについて	
内 容	<p>本来は、公営住宅の供給は、市として必要と考える戸数を決めた上で、県の供給予定戸数を引いて、市の供給戸数を定めるか、最初から県と分担を決めつつ計画決定するなどの方法が妥当と思われる。</p> <p>県との情報交換を行い、必要に応じて計画を変更することが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	156ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月11日
所 管 課 等	都市整備局 住宅課
措 置 結 果	<p>本件意見については、平成24年3月策定の「高松市市営住宅長寿命化計画」の見直しを行うため、課内プロジェクトチームを立ち上げ、市営住宅の必要戸数等を議論している。</p> <p>また、プロジェクトチームの活動の中で、平成27年7月16日に香川県土木部住宅課と会合を開き、県営住宅の供給戸数を勘案した市営住宅の供給戸数を算出できる体制を整えた。</p> <p>今後は、長寿命化計画の見直しに合わせて、随時、情報交換を行っていく。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.74

指 摘 又 は 意 見		
監査テーマ	平成25年度	高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見 の項目	家賃計算時に発覚する不都合致に関して居住の実態を確認し是正することについて	
内 容	<p>家賃計算にあたり、異動届が提出されていない可能性が発見された場合には、居住の実態を確認し、異動届が漏れている場合には提出を求めることが望まれる。</p> <p>また、世帯情報と居住の実態が異なる場合は、逆に世帯情報を是正するよう、入居者を指導することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	187ページ	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措置通知日	平成28年3月11日
所管課等	都市整備局 住宅課
措置結果	<p>本件意見については、収入申告書の確認作業等において世帯構成など是正すべき状態が発見された場合の対応については、平成27年9月に作成したフローチャートに基づき、担当係へ報告し、是正指導等が遅滞なく行える体制づくりを行い、随時、対応をしている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.75

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成25年度	高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	特公賃住宅を市が提供する必要性を再検討することについて	
内 容	空室が多い特公賃は、市が提供する必要性について再検討が求められる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	189ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月11日
所 管 課 等	都市整備局 住宅課
措 置 結 果	<p>本件意見に基づき、平成27年8月、局内で再検討した結果、中村団地については、旧塩江町時代から過疎地域への定住を目的とした公営住宅の整備に取り組んできた経緯があり、合併後も「高松市過疎地域自立促進計画」を作成し、市営住宅を活用しての定住促進を図っているため、今後も市が管理する必要性があるとの結論に至った。</p> <p>また、北山団地についても、合併に伴い旧庵治町から引き継いだもので、庵治地区への定住促進に寄与するものであり、中村団地と同様に市が提供していく必要性があるとの結論に至った。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.76

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成25年度	高松市の社会資本更新と施設運営 (廃棄物処理・市営住宅)
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	滞納回収の行程表の作成と、回収困難な債権の不納欠損処理を検討することについて	
内 容	<p>現在実施している台帳方式では、行程管理が難しいので、予定手続きとそれが実施された否か、実施されない理由について記入する行程表の作成が望まれる。</p> <p>回収が困難で、対応が難しい債権と、対応する債権に分かれている。これらを一覧表で管理することが望まれる。</p> <p>また、回収が困難で対応しない債権については、不納欠損処理の検討が望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	195ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月11日
所 管 課 等	都市整備局 住宅課
措 置 結 果	<p>本件意見については、平成28年1月に滞納整理の行程表を作成し、現在実施している台帳と共に記入することとした。また、回収が困難と判断した債権については、高松市債権管理条例に基づき、債権放棄の手続きをした上で不納欠損処理を行っている。</p>



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.77

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	決算収入未済額と税系基幹システム残高明細の照合について【収納・滞納整理事務】	
内 容	税系基幹システムは、財務会計システムとは独立して運用されているが、経理上の入金未済額の残高明細としての位置づけであり、決算においては照合し少なくとも一致させておく必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	123ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年2月18日
所 管 課 等	財政局 納税課
措 置 結 果	本件意見に基づき、税系基幹システムのイレギュラーな処理等を行わないように努めるとともに、平成26年度決算において、税系基幹システム上の残高明細と財務会計システムの収入未済額を照合し、適正な決算業務を行った。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.78

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	未申告法人への催告書発送後の記録管理について【法人市民税】	
内 容	催告書発送後の追加的な対応を適切に行うためにも、催告書発送先のうち、催告書発送後に申告書の提出があった法人については「未申告法人調査票」に随時記録し管理していくべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	25ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、「未申告法人状況調査票」へ平成26年12月から随時記録し、適正に管理している。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.79

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見	
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	催告書発送先への追加的な対応について【法人市民税】	
内 容	催告書を発送したにも関わらず、なお未申告の法人に対しては催告書の再発送や電話による確認や、場合によっては現地調査等によりその営業実態を調査するなどの追加的な対応を取ることが必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	25ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、催告書発送後もなお未申告の法人に対して、電話連絡が可能な法人には電話で催告を行うとともに、催告書が返戻された法人には法人代表者住所への送付を行い、なお返戻された場合は、住民基本台帳で調査を行うなど追加的な対応を平成27年6月から行っている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.80

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	過去から連続して未申告である法人の把握について【法人市民税】	
内 容	<p>営業実態に疑義がある法人については、形式的に催告書を送付するのみで業務を終了するのではなく、現地調査により営業実態を確認する必要がある。またその結果、営業実態がない法人については管理対象から除外して事務の合理化を図るべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	26ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件意見については、平成27年度から連続未申告法人一覧表を作成し、過去5年以上未申告の法人については、登記簿謄本等で確認し、現地調査を行い、営業実態がない法人については、管理対象から除外して事務の合理化を図ることとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.81

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	現地調査結果のフォローについて【法人市民税】	
内 容	現地調査を行う趣旨からすれば、営業の実態が把握された法人についてはその後の登録状況まで追跡把握しておくべきであり、また、当年度中の解決が図れないのであれば、情報を次年度に更新し、次年度改めて営業実態の調査や登録指導を行うべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	27ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、現地調査により判明した法人についても未届法人調査リストに掲載をしているが、そのリストを基に未届法人に対し設立届の提出を指導し、提出期限が過ぎたにもかかわらず、提出されない法人については、平成26年度から催告書を発送し、追加的な対応をしている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.82

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
	市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	未登録の開設法人の調査について【法人市民税】	
内 容	新設法人のみならず開設法人についても経済誌以外の情報を参考にして対象先をリスト化し、現地調査の対象とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	27ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、本課で保有している事業所用家屋の貸付に関する申告書、資産税課の固定資産税賦課情報、保健所で管理している法人情報等を利用して未届法人を把握し、平成27年度は34件について現地調査を行った。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.83

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	事業所用家屋の貸付けに関する申告書の利用について【法人市民税】	
内 容	大型商業施設や貸しビルにテナントとして拠点を構える開設法人の網羅性を把握するためには「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」を活用することが考えられる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	28ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件意見に基づき、事業所税担当が平成28年1月の固定資産税賦課データから作成した「案内一覧表」によって、当該法人107社に「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」を発送したことに伴い、返信のあった申告書を確認し、未登録の法人を未届法人リストに追加した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.84

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	固定資産税賦課情報の利用について【法人市民税】	
内 容	<p>固定資産税の賦課情報を利用して未登録法人を発見することは可能であるため、活用することを検討していただきたい。</p> <p>この点、事業所税の納税義務者を特定するために、事業所税担当者が、土地に係る固定資産税の賦課面積が800㎡以上の法人をリスト化した資料を作成しており、当該資料を法人市民税の担当者と共有すれば、効率的に未登録の法人を検証できると考えられる。また、調査対象を選定する際の基準にする賦課面積を800㎡から徐々に引き下げれば、網羅性はより高めることができる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	28ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	<p style="text-align: center;">財政局 市民税課</p>
措 置 結 果	<p>本件意見に基づき、平成28年1月から事業所税担当者が作成した家屋に係る固定資産税の賦課面積800㎡以上の法人リストを法人市民税担当者と共有し、効率的に未登録の法人を検証できる体制に改めた。</p>



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.85

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	保健所で管理している法人情報の利用について【法人市民税】	
内 容	<p>飲食店や美容室、医療法人等について、営業の許可登録を高松市の保健所で行う関係から、市民税課とは別に高松市に事業所を構える法人の情報を有している。保健所で把握している情報については、許認可がなければ営業ができないという点から、市民税課で把握している法人情報よりも網羅的であると考えられる。これらの情報を市民税課でも共有できれば、大きな負担無く未登録の開設法人を特定できる可能性があるため、活用することが望まれる。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	29ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	<p>本件意見に基づき、平成27年7月に本市保健所へ飲食店・薬局・理容店等の情報提供依頼をし、提供された資料を基に、法人登録していない法人について、同年12月に34件を対象に現地調査を行い、平成28年1月に54の未届法人に「法人開設届」の提出依頼文を発送した。引き続き、保健所で管理している法人情報の提供を依頼し、未届法人の把握に努めることとした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.86

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	継続減免法人の要件確認について【法人市民税】	
内 容	現在の高松市の継続減免申請法人については、収益事業の有無を確認できないため、定期的に継続減免先に収支報告書の提出を求めるか、税務署へ収益事業開始届出書の提出がないか確認するなどして、継続減免先が収益事業を行っていないことについて確認を行う必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	29ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件意見については、新規減免法人だけでなく継続減免法人に対しても申告書と収支報告書及び事業報告書の提出を求め、平成27年度以降、適正に事務処理を行っている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.87

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
	市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	法人市民税システムへの県税登録番号の入力について【法人市民税】	
内 容	業務効率化の観点からは、法人市民税システム登録済の法人については、県税登録番号をその都度登録することが必要と考えられる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	30ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件意見については、平成26年度以降、県税通知によるエラーをリストアップし、随時、法人市民税システムに登録することに改め、業務の効率化を図っている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.88

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	法人からの申告書における従業員数の検証について【法人市民税】	
内 容	<p>法人市民税のうち、均等割については従業員が50人超か50人以下かで大きく税額が異なる。このことから、従業員数については国税や県税と記載内容の照合が不可能な部分であるため、高松市としては法人からの申告書に記載される従業員数が50人前後の申告に対しては、その真偽については十分注意を払う必要がある。しかし、高松市では当該申告書記載の従業員部分について、何ら検証を行っていない。</p> <p>国税や県税の申告書といった照合できる資料もないため、検証には困難を伴うと思われるが、例えば申告書のうち従業員数が50人丁度で申告されているものについて電話確認や、場合によっては現地で従業員名簿を確認する等、高松市として何らかの検証を行うべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	30ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成27年4月以降、申告書の「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」が50人丁度の法人に対しては、電話確認を行うことに改めた。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.89

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <span style="margin-left: 50px;"><input type="checkbox"/> 意見</span>	
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	無申告先の検証作業の正確な実施について【事業所税】	
内 容	平成25年度の調査結果を閲覧したところ、無申告の可能性が高いが十分な調査が行われていない物件（物件面積約1,500㎡）が1件あった。無申告先の検証作業の正確な実施が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	94ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、担当者一人で行っていた無申告となっている事業者がないかの確認作業を平成27年度から正副担当者の二人で行うことに改め、検証作業を正確に実施している。</p> <p>また、検証作業により判明した貸付物件に対する貸付申告書未提出の事業者については、それ以外の事業者も含め、平成27年1月に一斉に貸付申告書の提出依頼書の送付を行った。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.90

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	保健所の飲食店営業許可データによる無申告先の検証の実施について【事業所税】	
内 容	飲食店営業許可は飲食店事業者が事業活動を行うために必ず必要となるものであり、事業所税申告書の網羅性検証を行う上で有用な資料であると考えられ、積極的に活用するべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	96ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成27年8月に本市保健所から飲食店営業許可データの提供を受け、5店舗以上を運営している事業者を抽出し、固定資産課税台帳により調査を行った。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.91

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	貸付申告書の管理方法の改善について【事業所税】	
内 容	<p>貸付申告書はそれが提出された際にのみ使用する資料ではなく、記載内容に変更がない限り永久的に使用する必要があることから、5年で申告書原紙を廃棄し、記載内容のデータベース化も行っていない平成24年度以前提出分の管理方法は問題がある。</p> <p>今後は、平成24年度以前提出分についても申告書記載内容をエクセル等でデータベース化するなど、貸付申告書の管理方法を改善する必要がある。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	97ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成24年度以前に提出された記載内容についてデータベース化をし、平成25年度以降にデータベース化された資料と照合を行うことによる整理を行い、管理している。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.92

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	貸付申告書提出の網羅性検証について【事業所税】	
内 容	<p>貸付申告書の申告漏れを把握するため、固定資産税家屋データや地図等を利用して貸付家屋と思われるが貸付申告書の提出がない家屋について調査する作業を行うべきである。また、申告書記載内容に変更があるにもかかわらず貸付申告書の再提出を行っていない先を把握するため、貸付申告書が一度は提出されているテナントビルについても、現状の入居状況と申告書の記載内容とが一致しているかどうか現地調査等による確認を定期的に行うべきである。その上で、貸付申告書の申告漏れが疑われる貸付家屋の所有者に対し貸付申告書の申告依頼を送付する等、申告率が上がるような対応を行うべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	97ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成28年1月に固定資産税家屋データを基に、800㎡を超える家屋を有する事業者で貸付物件と思われる家屋所有者に対して、過去に提出のある事業者も含めて一斉に申告書を発送し、提出を求めることにより網羅性を高め、現状把握を行った。</p>



## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.93

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	固定資産税システムの家屋データと貸付申告書データを合わせた無申告者の検証の実施について【事業所税】	
内 容	固定資産税システムの家屋データと貸付申告書の申告内容を連携させ、事業者ごとに自己所有家屋の貸付部分を除いた面積・賃借家屋の面積を集計できるシステム構築が必要と考えられるが、システム改修に費用がかかることが想定され、費用対効果を考慮しつつ効果的な検証方法について検討を行う必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	98ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件意見については、検討した結果、システム改修に多大な経費を要することから、費用対効果を考慮し、当面は貸付申告書の提出依頼の継続とデータベース化した資料での確認作業で対応していくこととした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.94

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	申告漏れに対する追徴課税の実施について【事業所税】	
内 容	事業所税については、申告納税方式であること・免税点があることから無申告者の把握が困難な税である。そのため、申告漏れに対し追徴や罰課金の徴収強化を行う方針を明確にすることで、「言われたら払う」のではなく、自主的に申告が行われるように納税者の意識の変化を促す必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	99ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、事業所税が申告納税方式であるため、申告漏れが判明した場合は、理解を得てもらえるよう納税者に対して粘り強く説明を行っている。この場合、地方税法に基づき過去5年分の申告を求めるとともに、不申告加算金等の罰課金についても説明を行うよう改め、納税者の意識の変化を促す取組をしている。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.95

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	■指摘	□意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市たばこ税申告書の課税標準の検証作業について【市たばこ税】	
内 容	<p>毎月提出される申告書上の課税標準に基づき、納税額が正確に計算されていることを検証している。一方で、申告書の課税標準（たばこ本数）の正確性については検証を行っていない。</p> <p>卸売業者から提出された申告書の記載について、課税標準（たばこ本数）の正確性の検証が行われていない現状は、申告書に虚偽又は誤った記載が行われた場合にそれが放置されることとなり、課税の公平性の観点から問題がある。課税標準（たばこ本数）について何らかの検証作業を行うべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	103ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成28年2月に県税事務所にたばこ税申告書の課税標準数量調査を依頼し、県税事務所との整合性について検証した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.96

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	手持ち品課税にかかる実態調査票の適切な記載について【市たばこ税】	
内 容	<p>税制改正に伴う手持ち品課税実施時の現地調査は、手持ち品課税にかかる申告書の記載の正確性を担保するための重要な手続であるところ、現地調査時の業務実施内容を記載する実態調査票の記載に不備があり、現地調査を適切に行ったかどうか確認できなかった。次回実施時には、現地調査を適切に行ったことが確認できるよう、税務署からの指示に則った実態調査票の適切な記載を行う必要がある。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	103ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	<p style="text-align: center;">財政局 市民税課</p>
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成28年4月実施の手持ち品課税実態調査について高松国税局に確認を行ったところ、今回の実態調査は同局だけで行う予定であるとの回答を得たことから、本市では実態調査票への記載事務が生じないことを確認した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.97

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	現地調査時の数量と申告書記載数量との一致の確認について【市たばこ税】	
内 容	<p>現地調査により判明した10月1日午前零時現在の数量について、手持ち品課税にかかる申告書の記載数量との一致を確認する作業を市では実施していなかった。最終的に申告書との一致を確認しなければ、記載誤りを防ぐという観点からは現地調査を行った意味がなく、また虚偽の記載に対する牽制効果も薄いと考えられる。実態調査票は税務署に送付するため税務署において一致を確認している可能性もあり、次回実施時には税務署と市のどちらで一致の確認を行うかについて打ち合わせを行う必要がある。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	104ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	<p>本件意見については、平成28年4月実施の手持ち品課税実態調査について高松国税局に確認を行ったところ、今回の実態調査による申告書記載数量との一致確認は同局だけで行うとの回答であり、調査票が市へ送付されることがないことから、申告書記載数量との一致確認事務が生じることはないことを確認した。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.98

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	
市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について		
区 分	□指摘	■意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	農耕用作業車の所有者に対する直接的な市への登録呼びかけについて【軽自動車税】	
内 容	<p>小型特殊車両のうち、農耕用作業車については、原動機付自転車と同様に高松市への登録が必要となるが、農耕用作業車を公道で利用する機会はきわめて少なく、ナンバープレートを付けていなくても所有や利用に制約がほとんどない。そのため農耕用作業車については、高松市への所有者登録が未登録のまま、課税漏れとなるリスクがある。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	111ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	<p>本件意見については、検討した結果、農繁期の農業現場での直接告知は、所有者、使用者、登録の有無の確認が困難であることから、農耕作業用自動車の減価償却費を計上していない人への告知として、市内34か所で開催する平成28年度分市・県民税申告会場へのチラシの設置、ポスター掲示により農耕作業用自動車申告の必要性について周知を行うこととした。</p> <p>また、平成26年度調査から、農耕作業用自動車の減価償却費が計上されておらず、登録のない人についても、所有の確認作業を継続的に取り組んでいる。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.99

指 摘 又 は 意 見		
監 査 テ ー マ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	農耕用作業車販売業者へ登録周知の協力依頼をすることについて【軽自動車税】	
内 容	農耕用作業車の登録については、農家への農機具の販売も行っている販売業者の協力が不可欠である。現在、高松市では農業用作業車の市への登録を周知するために、JAから市への登録を呼びかけるチラシの配布などの協力はあるものの、現状で大きな効果は得られていない。今後、販売業者が農耕用作業車の購入者に代わって直接市へ登録することを要請するなど検討する余地はある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	113ページ	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf</a>	

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
措 置 通 知 日	平成28年3月18日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件意見については、検討した結果、販売業者が代理で申告することについては、購入者の同意が必要であり、販売業者への法的制約も無いことから理解と協力を得ることが困難であるとの結論に至り、引き続き依頼文（小型特殊自動車（農耕作業用自動車）の登録推進について）とチラシ（農耕作業用自動車の届出のお願い）をJA34支店5出張所に約31,000部配布し、購入者への申告・納税義務の啓発と販売業者への協力依頼を行うこととした。